



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 阿波製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 三木 康弘
(コード番号：3896 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員 吉井 康夫
(TEL. 088-631-8101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 101 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1)機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等による自己の株式の取得を可能とするため、変更案第 8 条に自己の株式の取得に係る規定を新設し、これに伴い現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものがあります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 7 条 【条文省略】 【新 設】	第 6 条～第 7 条 【現行どおり】 <u>(自己の株式の取得)</u>
第 8 条～第 26 条 【条文省略】	第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 27 条 【条文省略】	第 28 条 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第28条 【条文省略】 2 【条文省略】 3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 【条文省略】 第29条～第38条 【条文省略】	(監査役の選任) 第29条 【現行どおり】 2 【現行どおり】 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 【現行どおり】 第30条～第39条 【現行どおり】

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月25日(木)

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月25日(木)

以 上